

「想定外」の事態への対応について



井原 健雄
(香川大学名誉教授)

Takeo
Ibara

今年も、また暑い夏がやってきた。このような暑い夏になると、決まったように「台風」がわが国の南方海上で数多く発生し、次第に発達して、その最盛期を迎えて猛威を振るい、やがては熱帯低気圧や温帯低気圧に変わって消滅していく。その過程で、気象庁による台風の進路予想に一喜一憂するとともに、台風のもたらす大雨の影響や、高潮、高波、また、土砂災害等の状況に関わる報道を聞くにつけ、不安と憂慮の念を募らせていく。

事実、気象庁のホームページによれば、「これまでの30年間(1981~2010年)の平均では、年間で約26個の台風が発生しており、そのうち約11個の台風が日本から300km以内に接近して約3個が日本に上陸している」とのことである。また、その台風の発生・接近・上陸とともに、7月から10月にかけて最も多くなり、そのなかでも特に8月は、発生数では年間で一番多い月となっており、しかもこのときの台風は、上空の風が総じて弱いために長寿台風となりやすく、非常に不規則・不安定な経路をとる傾向があると指摘している。

このような気象庁による過去の実績に基づく指摘事項を正に裏付けるかのように、今年の8月を迎えるや否や、台風第11号よりも後から発生した台風第12号の方が、まず先に日本に接近してきて、九州南西部を北上し、その後、日本海上に沿ってその進路を大きく東北方に変え、しかもその動きが非常に遅かったことから、とりわけ四国を含む西日本の各地域では、ゲリラ的な激しい集中豪雨に見舞われることになった。さらに、その後を追う如く、今度は台風第11号が、非常にゆっくりとした速度で北上してきたかと思うと、遂に四国に上陸するとともに、さらにその進路を東北東にとり続けた結果、特に高知県や徳島県の山岳地帯を中心に大雨が長く降り続き、その影響で、随所に土砂災害や河川の氾濫に加えて、家屋や建物の浸水等の被害に見舞われた報道映像も悲痛な想いで目にすることになってしまった。

そこで、これを機会に、「想定外」の事態への対応について考察してみることにしよう。まず、そのためには、「想定内」と「想定外」との違いを明確にしておく必要がある。もとより、「想定」とは、〈ある一定の状況や条件を仮に想い描くこと〉であるという。その適用として、(『広辞苑』によれば)「事故を想定して訓練する」という事例を挙げて

いる。

もしも「想定」が、そうだとすれば、〈8月になると台風が最も多く発生する〉という命題は(気象庁による過去の実績に基づく指摘事項であることから)「想定」される範囲内にあり、したがって「想定内」であるといえるであろう。すなわち、「度重なる台風の襲来」といった事象は、あくまでも「想定内」のこととして取り扱われるべきである。とはいっても、その台風によってもたらされる甚大な被害や影響の程度についても、果たして「想定内」といえるであろうか。筆者の所見では、これは断じて「想定外」のことであると言わざるを得ない。事実、今回の「度重なる台風の襲来」によって、当方は、8月初旬の週末における3日連続の集中豪雨という極めて異常な気象状況により、すっかり自宅での足止めを余儀なくされてしまったからである。その結果として、8/6~8/8に高知工科大学で予定していた集中講義は、香美市繁藤地区における集中豪雨により、高松~高知間の交通機関がすべて不通となつたことを受けて、秋に順延せざるを得なくなつた。また、翌8/9に香川大学で予定していた集中講義についても、「大雨警報」の発令により、一斉に休講措置を執らざるを得なくなつた。そして、ようやく8/11に高松市役所で開催された「広域定住自立圏共生ビジョン懇談会」への出席が、当初の「想定」どおりに実行することができたわけである。

したがって、通常、「想定内」のことといえば、そのすべてが分かったような気になって、(予め作成された「マニュアル」とか「慣例」とかに準拠して)安易にその対応を図ろうとする傾向が見られるが、決してそうではないということに細心の注意を払う必要があるということでもある。換言すれば、たとえ「想定内」のことであるからといって、その内容をより詳細かつ厳密に考えてみると、さらにそこから「想定外」の事態や事柄が数多く惹起されることから、そのような「想定外」の事態への対応のあり方についても、重ねて注意深く慎重に考察することが強く求められることになるからである。要は、「想定内」と「想定外」とを二者択一的に峻別して、その個別具体的の対応を図ろうとするのではなく、その緩やかな両者の相互関係に着目して、より柔軟かつ強靭な対応を図る姿勢が強く望まれるということなのである。

NEWS

1

手袋ツアーを開催

日本手袋工業組合

日本手袋工業組合(吉田勤理事長)は東かがわ市内の小学生を対象に、地元の手袋産業への理解を深めてもらうためツアーを開催しました。

ツアーは今年3月に手袋の製作工具や製品が国の登録有形民俗文化財となったことを記念し、組合と東かがわ市教育委員会が自由研究などの題材に活用してもらうことを目的に初めて企画しました。

当日は小学3~6年生10名が参加し、香川のてぶくろ資料館で文化財となった道具を見ながら製造工程などの説明をうけた後、市内で初めて手袋の作業所が開設された教蓮寺や手袋工場を訪問しました。

工場では型抜きやミシン縫いなど職人の姿を間近で見学したほか、マスクットキャラ『てぶくろ君』のキーホルダーグループにも挑戦しました。

組合では「今回初めての試みでしたが、子どもたちに地元のものづくりを体感してもらえて良かった」と話していました。



▲香川のてぶくろ資料館で説明を受ける

NEWS

2

中央公園でオープンカフェ

香川県造園事業協同組合

香川県造園事業協同組合(森茂理事長)は、今夏から、公園利用者へのサービス向上と中心市街地の活性化を目的に、高松市から委託を受け管理している中央公園にオープンカフェを設置する社会実験を始めました。

組合は4月に出店業者を公募し、6月から先行営業として、ジェラート店を、7月中旬からジェラート店とお弁当販売の2店舗を中央通りに面した公園北東部のエントランスに出店。無農薬や県産の食材を使ったお弁当、ジェラートやドリンク類を販売し、学生やOLに親しまれています。

オープンカフェは10月末まで出店を予定しています。



▲オープンカフェの様子

NEWS

3

「むれ源平石あかりロード」
10年目を迎える

讃岐石材加工協同組合

讃岐石材加工協同組合(漆原憲和理事長)は8月9日から恒例の「むれ源平石あかりロード」を開催。今年で10年目を迎えました。

源平の史跡と地元特産庵治石の魅力をPRするため、琴電八栗駅から源平史跡・駒立石まで旧庵治街道沿い約1キロの街道に地元の石材業者が作った石の照明などを展示し、週末には音楽ライブや落語の寄席などが企画され、家族連れで賑わっています。

今年は、10周年を記念して歴代のポスターのメインを飾った石あかりやその年々で人気を博した作品の数々を展示した「石あかり10年の軌跡展」や2年前から八栗駅でお出迎えしていたマロンエイトと今回石あかりロード最大の「Monet—モネの睡蓮—」とのコラボレーション、「NEWマロンエイト・キッズタウン」が企画展示され、来場者は足を止めて見入っていました。

石あかりは9月21日まで、夕暮れから午後10時まで毎日点灯しています。



▲「石あかり10年の軌跡展」

お知らせ 1

労使関係セミナーのご案内

学識経験者による基調講演並びに集団的労使紛争、個別労働紛争又は不当労働行為の救済申し立てを扱った労働委員会委員等によるパネルディスカッションを通じ、労働委員会制とその機能等について労使関係者の認識を深めることを目的に開催します。

- ◆日 時：平成26年10月3日（金）13:30～16:30
- ◆会 場：高松サンポート合同庁舎 低層棟2階 アイホール
- ◆定 員 等：定員：80名（先着順）
- ◆参 加 費：無料

【第一部 基調講演】

「労働条件の変更をめぐる法的諸問題 ～労働者の同意の認定を中心に～」

【第二部 パネルディスカッション】

- 事例発表 個別労働紛争事例

集団的労使紛争事例

■お問い合わせ先

中央労働委員会事務局 四国地方事務所 TEL 087-851-8117

お知らせ 2

中小企業退職金共済制度について ~独立行政法人勤労者退職金共済機構~

中退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき中小企業の振興と従業員の福祉の増進を図ることを目的とした退職金共済制度です。

詳しくは、香川県中央会総務企画部(TEL:087-851-8311)にお問い合わせ下さい。

半世紀で加入企業 100万社 以上の実績！

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

国の制度だから

安心

国から掛金の助成を受けられます

社外積立だから

簡単

従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせします

掛金は全額非課税だから

有利

節税に加え、手数料もかかりません



加入範囲、広がっています！》事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も、一定の要件を満たしていれば加入できます。

詳しくは ▶ **中退共** 検索

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう

略称：中 退 共

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

<http://chutaikyo.taisyokin.go.jp/>

中小企業白書 を読む

VOL.1

小規模事業者の果たす 大きな役割

～『中小企業白書(2014年版)』を読んで～

今月号より3回に亘って掲載します。今月号は「中小企業・小規模事業者の現状と課題」について、10月号は「中小企業・小規模事業者が担う我が国の未来」11月号は「中小企業・小規模事業者の支援の在り方」「小規模事業者が主導する経済活性化をめざして～まとめに代えて～」について掲載します。

プロフィール

桜美林大学経済・経営学系教授 堀 篤

1990年慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程修了。常磐大学短期大学部専任講師を経て1994年桜美林大学経済学部専任講師。2003年より現職。日本中小企業学会理事。日本経済政策学会理事。著書に『地域インキュベーションと産業集積・企業間連携』(三井逸友編著:御茶の水書房)『日本と東アジアの産業集積研究』(渡辺幸男編著:同友館)など。

※文中に記してある図表番号や事例番号は『中小企業白書(2014年版)』に掲載されているものである。本稿ではこれらの掲載は割愛したので、関心のある図表や事例、コラムに関しては、直接、「白書」での確認をお願いしたい。



I.はじめに

2014年版『中小企業白書』(以下、「白書」と略す)は本年4月25日に閣議決定され、公表された。今年3月期の主要企業の決算も輸出関連業種を中心に好業績企業が多く、少なくとも新聞等を読んでいる限りでは、異次元の金融緩和と大胆な財政支出がある程度功を奏し、景気回復の方向性を感じられるようになってきている。一方で、最近新聞等でよく目にするのは、建設業など一部業種で人手不足が深刻になり、増加する公共工事を事業者が受注できても、人手が足りずに工事ができないかあるいは納期が大幅に遅れてしまうといった事態である。小売店や飲食店でパート・アルバイトをなかなか確保できず、営業継続が難しいという話も聞く。少子高齢化社会のわが国では、景気回復の一方で、地域社会や住民生活を支える中小企業、とりわけ小規模事業者が苦境に追い込まれているのである。

今回の『白書』は、4月に「小規模企業振興基本法案」が国会に提出されたことも踏まえ、「小規模事業者」(従業者数20人以下の中小企業。卸・小売・サービス業にあっては5人以下)にとくに焦点を当て、データや分析などで実証的に小規模事業者の実態や課題を明らかにする内容となっている。とくに第3部「中小企業・小規模事業者が担う我が国の未来」においては、アンケート調査に基づき、初めて小規模事業者の構造を分析し、その目指すべき事業活動の範囲や

抱える課題を明らかにするとともに、起業・創業、事業承継・廃業、海外展開、新しい潮流というテーマに沿って実態や課題を分析している。さらに、第4部「中小企業・小規模事業者の支援の在り方」では、中小企業・小規模事業者385万社にどう支援策を届けるのかという重要な問題に対して、中小企業や中小企業支援機関、自治体等にアンケートを行い、国・都道府県・市区町村の施策を検索・比較・一覧できる「施策マップ」や地域の中核企業(「コネクターハブ企業」)を企業間取引のビッグデータから探し出すシステムの開発等、斬新かつ具体的な施策について言及されている。

『白書』は51年の「中小企業白書」の歴史の中で最も分厚い(約900ページ)内容であるので、本稿では主に第3部の内容に重点を置いてその内容を紹介し、若干のコメントを申し述べたい。

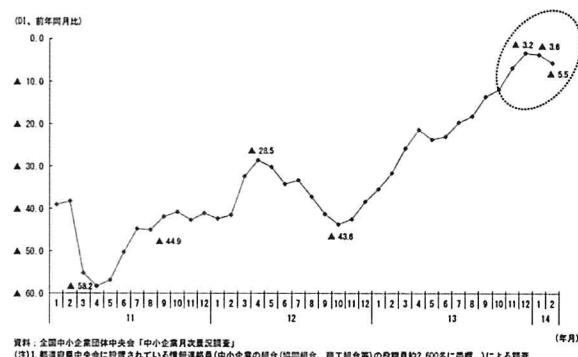
II.中小企業・小規模事業者の現状と課題 (第1部・第2部)

例年同様、『白書』はその第1部で、わが国経済の全体的な動向を踏まえ、わが国の中核企業が現在どのような状況にあるかを総括的に説明している。この1年、いわゆるアベノミクスの「三本の矢」の2本である積極的財政政策と異次元の金融緩和策の影響で、景気回復の足取りがより鮮明に

中小企業白書 を読む

なってきたことを受けて、景況感、売上・収益、生産、資金繰り等の諸側面で見た中小企業の状況は概ね改善傾向にある。例えば、全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」による中小企業・小規模事業者の景況DIの推移(第1図)で中小企業の景況感をみると、2011年11月以降、景況DIはマイナス幅縮小の方向に転じ、2013年12月には▲3.2まで改善した。これは1991年4月とほぼ同水準であり、22年8カ月ぶりの高水準を記録している。

【第1図中小企業・小規模事業者の景況DIの推移】



出所:『白書』第1-1-15図p.19

その一方で、為替レートが円安となるにしたがって、原材料費やエネルギー価格が上昇し、これが中小企業(とりわけ中小製造業)の収益を圧迫するのではないかと懸念は残る。原材料費の上昇分を中小企業がすべて価格に転嫁することができれば収益性の面で問題はないが、そういうわけにもなかなかいかないのが現実なのではないか。この点について、『白書』では第1部第3節「中小製造業の価格転嫁動向」で、原材料費等の仕入価格上昇分のうちどの程度を価格に転嫁できているかを「価格転嫁力」という概念で示し、その推移を長期にわたって示した(『白書』第1-1-42図)。この「価格転嫁力指標」の前期比上昇率をみると、我が国の中小製造業では、とくに1990年代以降価格転嫁力が低下し続けていること、またこの期間、大企業と中小企業の価格転嫁力格差が広がっていることがわかる(『白書』第1-1-44図)。価格転嫁力が低下するなかで収益力をそれなりに維持・向上させていくためには実質労働生産性を高めていくことが望まれるが、その方策として、「今後も設備投資を続けていくことで実質資本装備率の伸びを維持しつつ、製品の高付加価値化に向けて努力を一層強化して実質付加価値率を持続的に高めていくことが必要」だとしている

(『白書』p.66)。

第2部では、中小企業が直面する人口減少・少子高齢化、国際化の進展、情報化の進展、就業構造の変化などの経済・社会構造の変化、および地域経済が抱える課題、地域活性化の「切り札」としての地域資源の活用について概観し、「中小企業・小規模事業者はこのような外部環境の変化や課題を十分に踏まえた上で、中長期的な経営戦略を立て、実行していく必要があるだろう」との見解を示している(『白書』p.148)。

III. 中小企業・小規模事業者が担う

我が国の未来(第3部)

さて、今回の『白書』の大きな特徴の一つは、中小企業のなかでもとりわけ規模の小さな「小規模事業者」に焦点が当てられ、第3部において多様な側面からの調査分析がなされていることである。わが国に存在する385万社の中小企業のうち約9割を占める小規模事業者は、地域の経済社会・雇用を支える存在として重要な役割を果たしている。その一方で、1980年代後半以降、わが国の企業数・事業所数は減少傾向にあるが、この減少分のかなりの部分を占めるのもまた小規模事業者である。とりわけ、人口規模の小さな市町村ほど経済活動全体に占める小規模事業者の重要性は大きくなるし、女性や高齢者に対する雇用機会を多く提供している。この小規模事業者の活力が減退するようなことがあれば、地域の雇用や住民生活など地域社会に与える影響は大きい。

このような事情に鑑み、政府は小規模事業者の「事業の持続的な発展」に着目した「小規模企業振興基本法案」を2014年3月7日に閣議決定した。1999年改正の中小企業基本法では「成長発展」する中小企業の支援に焦点が当たられたが、今回の「小規模企業振興基本法案」の閣議決定と国会への提出は技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持など「事業の持続的な発展」を図る小規模事業者についても適切な支援を行うことで社会全体の活力の最大限の発揮を目指す意味合いがあり、『白書』ではこれを中小企業政策方針の「パラダイムシフト」と述べている(『白書』p.151)。

来月号に続く

ご活用ください。 産業雇用安定センター

(当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。)

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

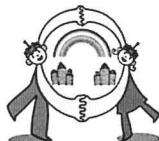
- 人材の受入(途中採用)や人材の送出(雇用調整による再就職支援など)をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20(高松センタービル8階)



TEL.087-851-1011
FAX.087-851-1014

ご利用時間
9:00~17:00
(土・日・祝日は除く)

